



Press Release

平成23年3月24日

保険局総務課 課長補佐 尾崎

(直通) 03 (3595) 2550

保険局医療課 櫻井

(直通) 03 (3595) 2577

報道関係者 各位

原発事故に伴い避難又は退避を行っている方等の 窓口負担の取扱いについての周知のお願い

別添のとおり、東北地方太平洋沖地震・長野県北部の地震で被災された方に加え、福島第一・第二原発の事故に伴い内閣総理大臣の指示により避難又は退避されている方は、保険証なしで受診いただくことができ、また、医療機関で窓口負担を支払う必要がないようにしたところですが、福島県からの情報では、いまだ十分な周知が図られていないとのことです。

つきましては、テレビ・ラジオを始めとする各報道機関におかれましては、別添のチラシや以下の例を参考に、改めて、周知のための報道をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

(例1)

東北地方太平洋沖地震、長野県北部地震による災害救助法の適用市町村にお住まいの方で、住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災にあわれた方、主たる生計維持者が死亡され又は重篤な傷病を負われた方、主たる生計維持者の行方が不明である方、主たる生計維持者が業務を廃止し又は休止された方、主たる生計維持者が失職し現在収入がない方は、保険証がなくても受診でき、また、医療機関で窓口負担を支払う必要はありません。また、福島第一・第二原発の事故に伴い内閣総理大臣の指示により避難又は屋内に退避されている方も、同様に保険証なしで受診でき、窓口負担を支払う必要はありません。各医療機関におかれましては御理解・御協力の程よろしくお願い申し上げます。

(例2)

福島第一・第二原発の事故に伴い内閣総理大臣の指示により避難又は屋内に退避されている方は、医療機関の窓口で申し出いただければ、保険証なしで受診でき、窓口負担を支払う必要はありません。

医療機関での受診・窓口負担について

～平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震～

1 被保険者証なしで受診できます

- ・被災地の住民であった方は、氏名、生年月日等を申し出るだけで医療機関を受診することができます。
 - ・公費負担医療（注）も、手帳等の提示なしに受診できます。
- （注）障害者の自立支援医療、生活保護の医療扶助、難病患者の特定疾患治療研究事業等

2. 窓口負担の支払いは猶予又は免除されます

- ・以下の方については、一部負担金等の窓口負担を医療機関で支払う必要はありません。

- (1) 災害救助法が適用されている被災地域の住民であり、
(2) 以下の申し立てを行った方
- ①住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
 - ②主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
 - ③主たる生計維持者が行方不明である方
 - ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっている方（福島第1原発から半径 30 キロ圏内）

※ 地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。

- ・上記に該当する方の窓口負担については、後日、改めて市町村、協会けんぽ、健保組合などの加入されている医療保険において、減免又は徴収の猶予が行われます。
- ・医療機関では、上記の申し立てをした方の氏名、生年月日、事業所名、住所、加入している医療保険、連絡先等を聞き取ってカルテに記録していただければ十分です。**罹災証明書等を求める必要はありません。**

※ 制度の詳しい説明は下記にお尋ね下さい。

【照会先】 厚生労働省保険局総務課 直通 03-3595-2550
厚生労働省保険局医療課 直通 03-3595-2577

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震に関する厚生労働省からのお知らせ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014ih5.html>